

厚生委員会報告資料

令和3年1月12日

報告資料件名	頁
(1) 足立区福祉施設指定管理者等評価委員会の評価結果について	2
(2) 旧千寿第五小学校跡地活用による児童発達支援センターの整備について	4

(福祉部)

厚生委員会報告資料

令和3年11月12日

件名	足立区福祉施設指定管理者等評価委員会の評価結果について					
所管部課	福祉部 福祉管理課、福祉部 障がい福祉推進室 障がい福祉課、 福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課					
	令和2年度の福祉施設指定管理者の業務について、足立区福祉施設指定管理者等評価委員会（以下、「評価委員会」という。）による評価を行ったので、報告する。 各施設の評価の詳細は、別添資料1から7のとおり。					
1 対象施設の指定管理者、指定管理料、評価結果						
内 容	No.	施設名称 (法人名)	指定管理料	評価点	得点率 (%)	評価 結果
	1	高齢者在宅サービスセンター西新井(西新井だいわ会)	9,970,000 円	56.6	87.08	A (A)
	2	大谷田グループホーム (あだちの里)	30,028,866 円	55.1	84.77	A (A-)
	3	綾瀬福祉園 (東京都手をつなぐ育成会)	150,234,811 円	54.9	84.46	A (A-)
	4	ケアハウス六月(聖風会)	68,252,169 円	54.1	83.23	A (A-)
	5	総合ボランティアセンター 西綾瀬ボランティアセンター (足立区社会福祉協議会)	17,176,745 円	53.9	82.92	A- (B+)
	6	大谷田ホーム (あいのわ福祉会)	28,861,863 円	50.5	77.69	A- (A-)
	7	大谷田就労支援センター (あいのわ福祉会)	106,798,564 円	48.0	73.85	B+ (A-)

注) 得点率(%)は、評価点の満点(65点)に対する割合
評価結果の()は前年度の評価結果

<評価基準>

得点率(%)	評価
90%以上	A+
83%を超える 90%未満	A
75%以上 83%未満	A-
67%以上 75%未満	B+
59%を超える 67%未満	B
54%を超える 59%未満	B-
54%以下	C

2 評価対象期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

3 評価委員会の開催について

令和3年9月1日

4 評価委員会委員の構成（計7名）

種別	氏名	推薦団体等
学識経験者 (有識者含む)	石橋 裕子【会長】	帝京科学大学 教育人間科学部 学校教育学科
	長田 昌子【副会長】	社会保険労務士
	橋本 悅子	公認会計士
区民関係団体	大竹 恵美子	足立区女性団体連合会
	北島 小夜子	足立区民生・児童委員協議会
区職員	中村 明慶	福祉部長
	稻本 望	施設営繕部長

5 業務評価の内容

（1）評価目的

指定管理者の業務を適切に検証し、評価することにより、各福祉施設における利用者サービス向上を図ることを目的とする。

（2）評価方法

評価については、「指定管理者制度に関する基本的な考え方について」に基づき業務評価シートを作成し実施した。なお、委員7名による各評価項目の平均点の合計を評価委員会評価点とした。

ア 指定管理者による自己評価

イ 担当課による日常点検・ヒアリング等に基づく評価

ウ 評価委員会による評価

＜提出資料＞

1	施設概要を記載した書類	5	決算関係書類
2	協定書	6	事業実績報告書
3	労働条件チェックシート	7	アンケート調査結果または東京都福祉サービス第三者評価の結果
4	業務従事者一覧	8	その他

6 公表

厚生委員会終了後、区ホームページで公表する。

問題点・
今後の方針

各福祉施設利用者の利便性や満足度の向上を図っていく。

厚生委員会報告資料

令和3年11月12日

件名	旧千寿第五小学校跡地活用による児童発達支援センターの整備について
所管部課	福祉部 障がい福祉推進室 障がい福祉課、障がい福祉センター
	<p>旧千寿第五小学校跡地活用について、「①避難所機能を有する文教施設」「②児童発達支援センター」を公募事業としたプロポーザルを実施したところ、以下のとおり事業者が選定された。</p> <p>については、児童発達支援センターの事業内容や今後のスケジュール等について、以下のとおり報告する。</p>
内容	<p>1 選定事業者</p> <p>事業者名 学校法人 三幸学園 所在地 東京都文京区本郷三丁目23番16号</p> <p>2 選定された提案内容</p> <p>(1) 不登校特例校（中学校）及び通信制高等学校 (2) 児童発達支援センター</p> <p>3 児童発達支援センターの事業内容</p> <p>児童福祉法第43条の1に基づく福祉型児童発達支援センター</p> <p>・ 児童発達支援事業（定員70名） ・ 保育所等訪問支援事業 ・ 障害児相談支援事業 } この3事業の実施が必須</p> <p>4 児童発達支援事業に係る課題と解決策（別紙1参照）</p> <p>① 通所定員不足により障がい福祉センター幼児発達支援室及びうめだ・あけぼの学園で待機が生じており、近年の年中・年長児の待機児数は、年度末に最大40名程度となっている。 ⇒ 通所定員増により、待機児を解消</p> <p>② 個別療育において、月1回の療育指導が必要な児童に対して2か月に1回程度になっているなど、必要な回数を実施できていない。 ⇒ 個別療育の拡充により、児童に必要な療育日数を確保</p> <p>③ 区内事業所間の連携強化、支援の質の向上が求められている。 ⇒ 障がい福祉センター幼児発達支援室ひよこが区内児童発達支援センター全体の基幹的な役割を担う ⇒ 保健センターと連携した早期療育支援、区内事業所の連携強化と療育の質の向上等に取り組む</p> <p>参考 通所：児童のみ、または親子で週2～5日通所し、年齢や状況に合わせたグループに対して行われる療育 個別療育：心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等による個別または少人数で行われる専門的な指導・療育</p>

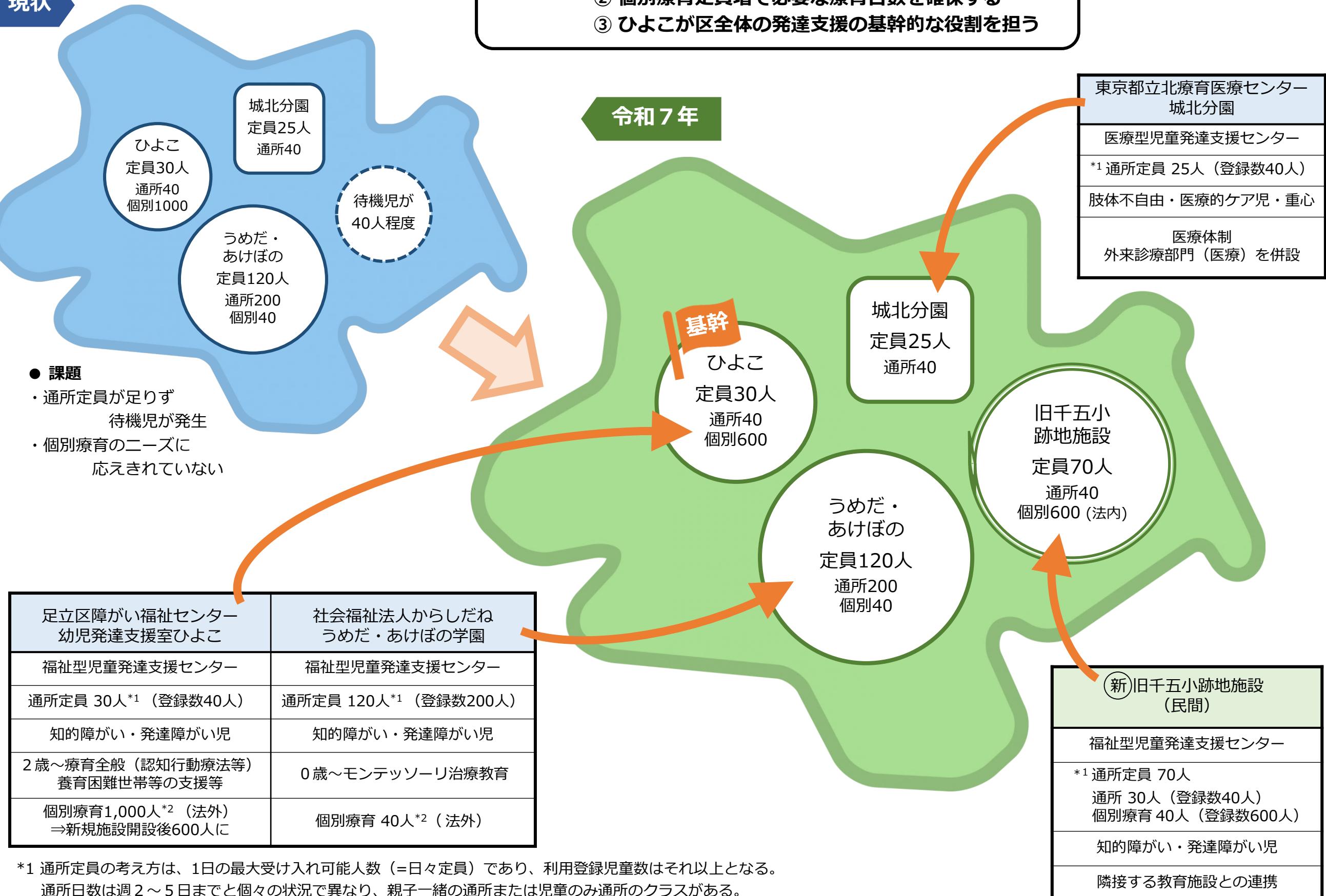
	<p>5 児童発達支援センター開設に係る今後のスケジュール（予定）</p> <p>令和3年12月 事業者との基本協定締結 令和5年11月 建設工事着工 令和7年 4月 開所</p> <p><参考>不登校特例校開校までのスケジュール（予定）</p> <p>令和4年 4月 新築校舎着工 令和6年 4月 開校</p> <p>※ 不登校特例校の授業料、生徒数は未定</p>
問題点・ 今後の方針	<p>選定委員会より、児童発達支援センターの運営にあたる選定事業者に区と連携するよう意見があったことから、区が必要と考える事業が適切に実施・運営されるよう、選定事業者と開設前から協議していく。</p>

児童発達支援センターの整備について

現状

- 解決策： ① 通所定員増で待機児を発生させない
 ② 個別療育定員増で必要な療育日数を確保する
 ③ ひよこが区全体の発達支援の基幹的な役割を担う

別紙 1



*1 通所定員の考え方は、1日の最大受け入れ可能人数 (=日々定員) であり、利用登録児童数はそれ以上となる。
通所日数は週2～5日までと個々の状況で異なり、親子一緒に通所または児童のみ通所のクラスがある。

*2 個別療育は、主に心理士・言語聴覚士など専門職による個別療育と、少人数でのグループ療育がある。